

# 協同

氏に訊く

小山展弘後援会報  
令和三年  
1月1日号

<編集・発行>  
小山展弘後援会  
〒438-0078  
磐田市中泉 656-1  
TEL: 0538-39-1234  
FAX: 0538-39-1235

## 労働者協同組合法が議員立法で成立、公約達成しました

～ブレずにまっすぐ！～

前衆議院議員



# 小山のぶひろ

私が2012年以来取り組み、浪人中も微力を尽してきた「労働者協同組合法」が、議員立法で2020年12月4日に全会一致で成立致しました。法案成立の過程では、私が民主党政権時に先輩議員と結成した協同組合振興研究議員連盟が原動力の一つとなりました。私が現職で議連の事務局長を務めていた2017年に議員連盟を超党派議連に改組し、労働者協同組合法成立を議連の活動目標とする決議を行い、以降、同志を増やし、議連参加の各党議員と法案成立に尽力いたしました。法案成立に取り組んでいただいた与野党議員と関係各位のご尽力に心より感謝申し上げ、敬意を表したいと思います。とりわけ公明党の桝屋敬悟議員には、与党内における議論のとりまとめや条文作成において、多大なご尽力を賜り、心から敬意を表したいと思います。桝屋議員なくしてこの法案は可決できなかつたと思ひます。桝屋議員には、当法案の経緯説明で浪人中の私の名前も触れていただき、心より感謝申し上げます（国会議事録にもこの経緯説明が記載されました）。

労働者協同組合とは、「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われる非営利事業（このよだな働き方を「協同労働」

と言います）を営む組織」です。NPO法人や企業組合と類似していますが、異なる点は、①出資する、②行政の認可ではなく届出で設立できることです。出資者が事業に従事しますが、組合は出資者と労働契約を結び、労働法規を順守します。協同労働は、働くことを通じて生きがいを見つけ、働くことで社会の中で役割を果たしていることを認識しつつ、全ての人がいきいきと生きていくことができる社会をつくるための一助となることを目指しています。株式会社が進出するには大きな利益は見込めず、行政が直接、事業を行うこともできないものの、社会的ニーズのあるものについて、非営利で事業を行い、そのニーズを満たしていくとするものです。後継者不在により閉店した山間地のガソリンスタンドを地域住民が出資して危険物免許保持者を雇つて経営継続した例や、80代や90代の高齢者や独居老人の介添えや買い物支援を元気な60代や70代の先輩方がなった例、引きこもりになつてしまつた方が同じ境遇にある方々と事業を立ち上げた例のほか、学童保育、清掃事業、農業（柑橘類の栽培）、林業（森林組合の作業班に類似した事業）などの実績があり、これらの分野で、この組織の活躍が期待されています。

このような非営利事業の分野のことを「サードセクター」と言いますが、民主党政権ではこれらのサードセクターを振興することを「新しい公共の拡充」としてマニフェストに掲げ、NPO法人への寄付税制の優遇などを実現しました。「新しい公共」については、自民党政権によつても否定されず、継続されました（私の委員会質問で答弁をいたしました）。しかし、内閣府内の担当規模も縮小されるなど大きな進展はありませんでした。今回、民主党政権時に頓挫した労働者協同組合法について、現与党の理解も得ながら、議員立法で成立させることができたことは、民主党政権のマニフェストを実現したことでもあり、また、私自身もリーフレットにある公約を一つ実現できたことになります。その意味において、民主党政権残党として、少しばかり本分を尽くすことができたと考へております。

前衆議院議員 小山展弘